

海外販路開拓支援助成事業実施要領

(目的)

第1条 本事業は、海外における県産品の商談や販売促進活動、あるいは、新たな市場への販路開拓に取り組む会員に対して、その経費の一部を助成することにより、今後の貿易振興（県産品の海外販路開拓）を図ることを目的とする。

(助成要件)

第2条 事業実施主体は、福島県貿易促進協議会（以下、協議会という。）の企業・個人会員とする。

2 本事業は、前項に定める事業実施主体が第3条に規定する取組を行う場合に、助成対象経費の一部を助成する。

(助成対象経費)

第3条 助成対象経費は別表のとおりとする。

(助成額)

第4条 助成額は、予算の範囲内において別表のとおりとする。

ただし、1会員につき、年度内に各助成区分とも1回限りとする。

(申請交付手続き)

第5条 申請者は、「助成申請書」（様式1）に必要書類を添付し、原則として事前に福島県貿易促進協議会長（以下、会長という。）へ提出する。

2 会長は、提出された申請書を審査し、適当と認められるときは、「助成金の交付決定」（様式2）を行う。

3 申請者は、助成対象事業実施後、速やかに「実績報告書」（様式3）、経費等領収書（写し）、「海外販路開拓活動状況及び今後の見通し」（様式3・別紙）を会長へ提出する。

ただし、「海外販路開拓活動状況及び今後の見通し」（様式3・別紙）の提出は、海外商談等活動支援の取組を行った場合のみとする。

4 会長は助成金額の確定を行い、申請者へ通知する（様式4）。

5 申請者は、助成金の額の確定に基づき、「助成金請求書」（様式5）を会長へ提出する。

6 会長は事務処理にあたり必要と認められるときは、申請者に対して必要書類の写し等の提出を求めることができる。

(事業の変更、中止)

第6条 申請者は申請内容に変更があるとき、または事業を中止しようとする場合には、「助成変更承認申請書」（様式6）により、事前に会長の承認を受ける。

2 会長は、提出された助成変更申請書を審査し、相当と認められるときは、「助成金の変更交付決定（様式7）を行う。

（その他）

第7条 事業の実施において必要な事項は別途定める。

附 則

この要領は、平成28年4月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月25日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

「海外商談・販売促進活動支援助成事業実施要領（平成26年5月9日施行）」は平成29年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要領は、平成30年5月22日から施行し、平成30年4月1日から適用する。